



令和3年度 改正フロン排出抑制法に関する説明会

改正フロン法の概要 ～建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者～

2021年12月17日 / 2022年1月17日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

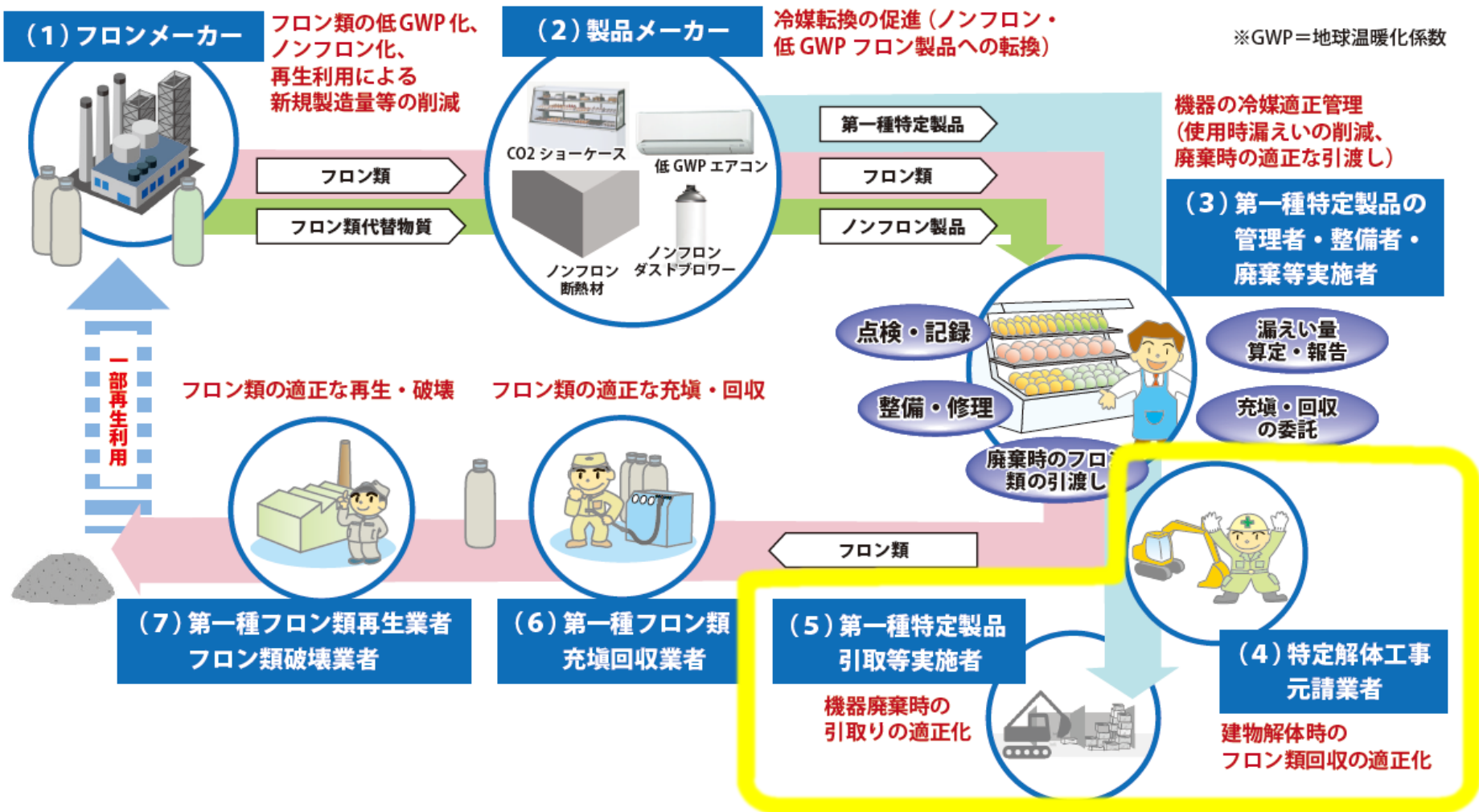


- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【三段対照表】
- **フロン排出抑制法Q&A集**（令和2年3月第6版）
- **改正フロン排出抑制法パンフレット**
- チラシ（リーフレット）
機器管理者の皆様へ
建設・解体業者の皆様へ
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ ※英語版・中国語版あり
- 第一種特定製品の管理者に関する運用の手引き
- **充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者に関する運用の手引き**
- ホームページ
フロン排出抑制法 <http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>
フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>
- 動画
YouTube環境省チャンネルにて、以下の動画を公開しています。
 - ①フロンを取り巻く動向・改正フロン排出法の概要（令和3年4月）
 - ②機器ユーザ向け（令和3年4月）
 - ③**建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け**（令和3年4月）

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
- 3. フロン排出抑制法の全体像**
4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
6. 改正のポイント

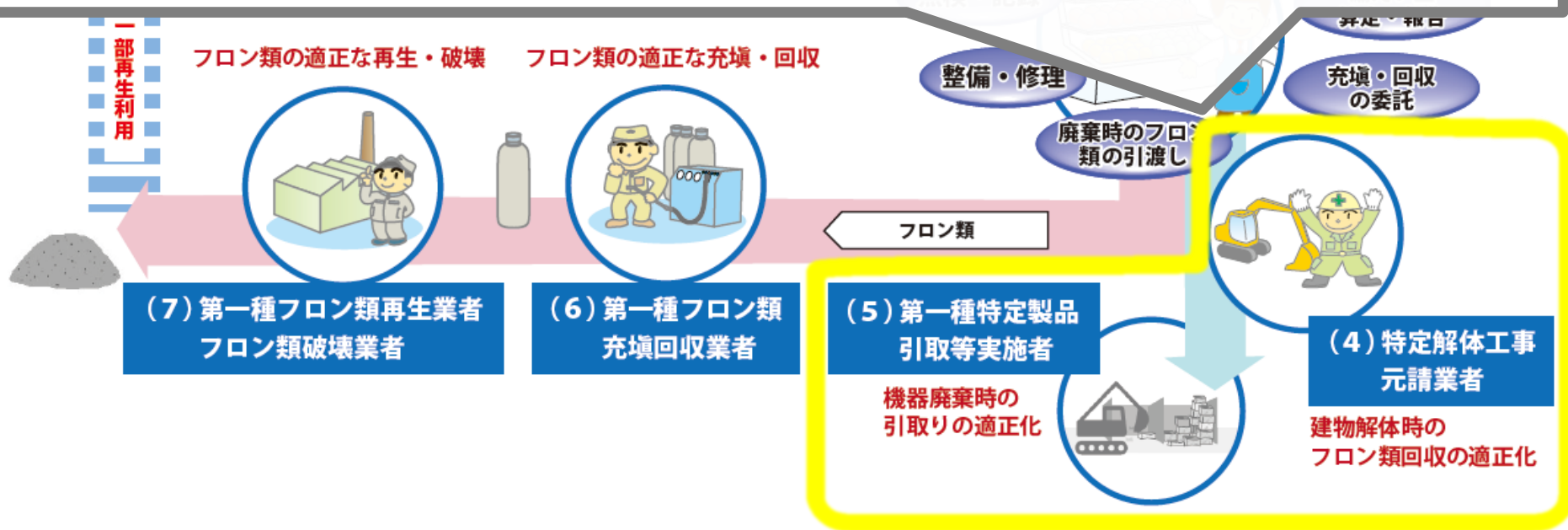
フロン排出抑制法

- フロン排出抑制法は、ライフサイクル全体を通じた排出抑制を目的としている。
- 2019年改正により、特定解体工事元請業者、第一種特定製品引取等実施者にも新たな責務が課せられるようになった。



制度の対象 = 「特定解体工事元請業者」、「第一種特定製品引取等実施者」とは

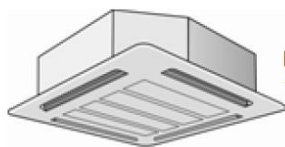
- 「**特定解体工事元請業者**」とは、建物等の解体工事を、発注しようとする第一種特定製品の管理者(発注者)から**直接**解体工事を請け負う建設・解体業者を指す。
- 「**第一種特定製品引取等実施者**」とは、第一種特定製品の廃棄等に際して、その第一種特定製品の引取り等を行おうとする者を指す。



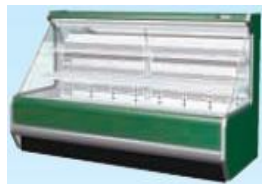
制度の対象 = 「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**を指す。（第二種特定製品を除く。）フロン類を回収後も第一種特定製品として取り扱う必要がある。
- 「業務用」とは、**製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器**を指す。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合があるため、事前に製造メーカーに問い合わせること。

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍
冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機

等

機器に貼ってある
ステッカーで確認

フロン排出抑制法 第一種特定製品

・フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
・この製品を廃棄・処分する場合には、フロン類の回収が必要です。
・フロン類の種類及び量は、下記に記載。

冷媒 HFC R134a 130g
製品質量 50kg
設置 屋内用



※以下の製品は第一種特定製品には**含まれない**。

第二種特定製品

カーエアコン
(輸送用冷凍冷蔵
ユニットを除く)



家庭用製品



家庭用冷蔵庫



家庭用ルームエアコン

冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒 (CO₂、アンモニア、
空気、水等) の冷凍・冷蔵機器



【追加】第一種特定製品について （補足）

管理者手引き P9
業者手引き P5・6

Q.エアコンディショナーと冷凍冷蔵機器の考え方は？

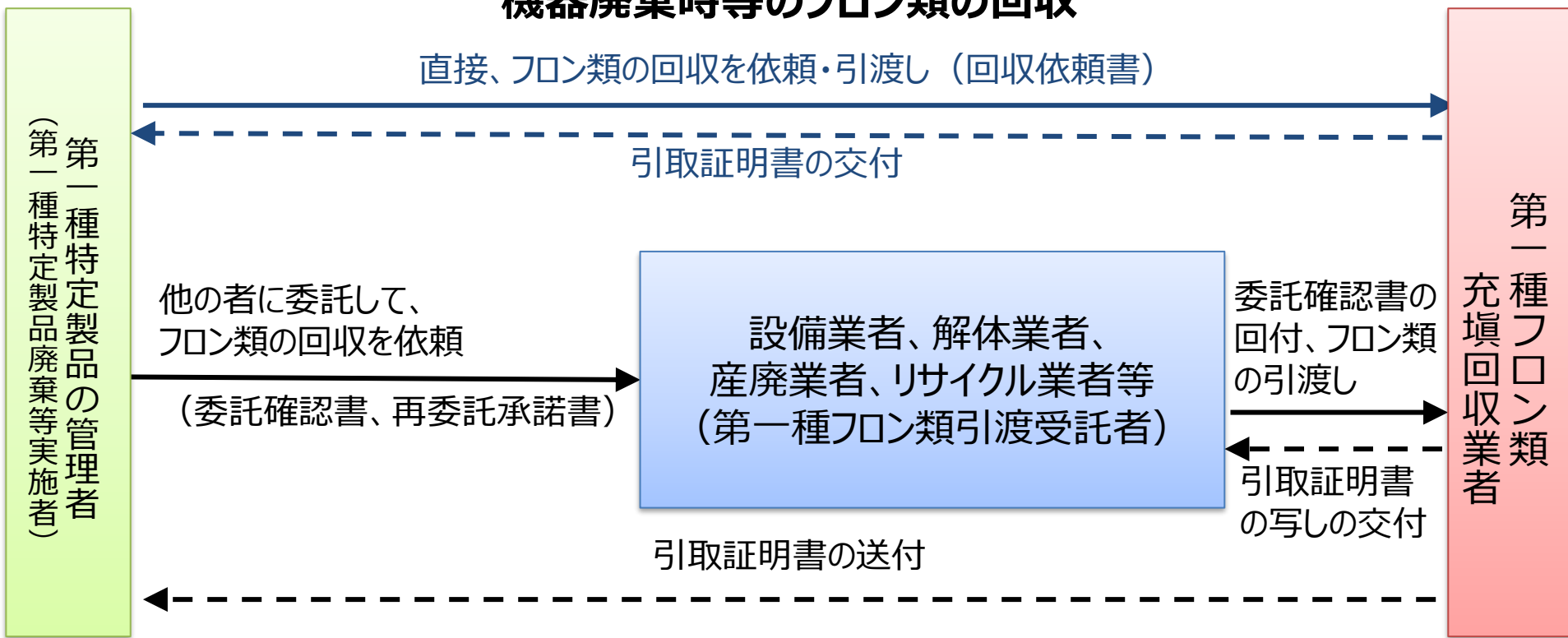
分類	考え方
エアコンディショナー	対象とする「空間」の空気の温度、湿度、流量、清浄度等を調整するための機器 （労働環境の維持や居住空間の快適性のための「保健空調（対人空調）」と、物品の品質管理・保持や動植物の生育環境の維持等を目的として当該物品・動植物が存在する空間の空気を調整する「産業空調」が含まれる。）
冷凍冷蔵機器	物品の冷却、凍結、乾燥等の品質管理・保持等を目的として、対象となる「物品」の温度・湿度等を調整するための機器

機器廃棄時等のフロン類の回収（行程管理制度）

- 機器廃棄時のフロン類の流れは、「行程管理制度」により書面で管理されている。
- 機器の廃棄等を行う管理者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、機器を廃棄する際、フロン類を充填回収業者に引き渡すか、設備業者や解体業者等にフロン類の引渡しを委託するよう定められており、行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書）の交付とその写しの保存（3年）、充填回収業者から交付される引取証明書の保存（3年）を引渡し方法に応じて行う必要がある。

※ 行程管理票の交付・保存は電子化することができます。RaMS（冷媒管理システム）も参照のこと。

機器廃棄時等のフロン類の回収

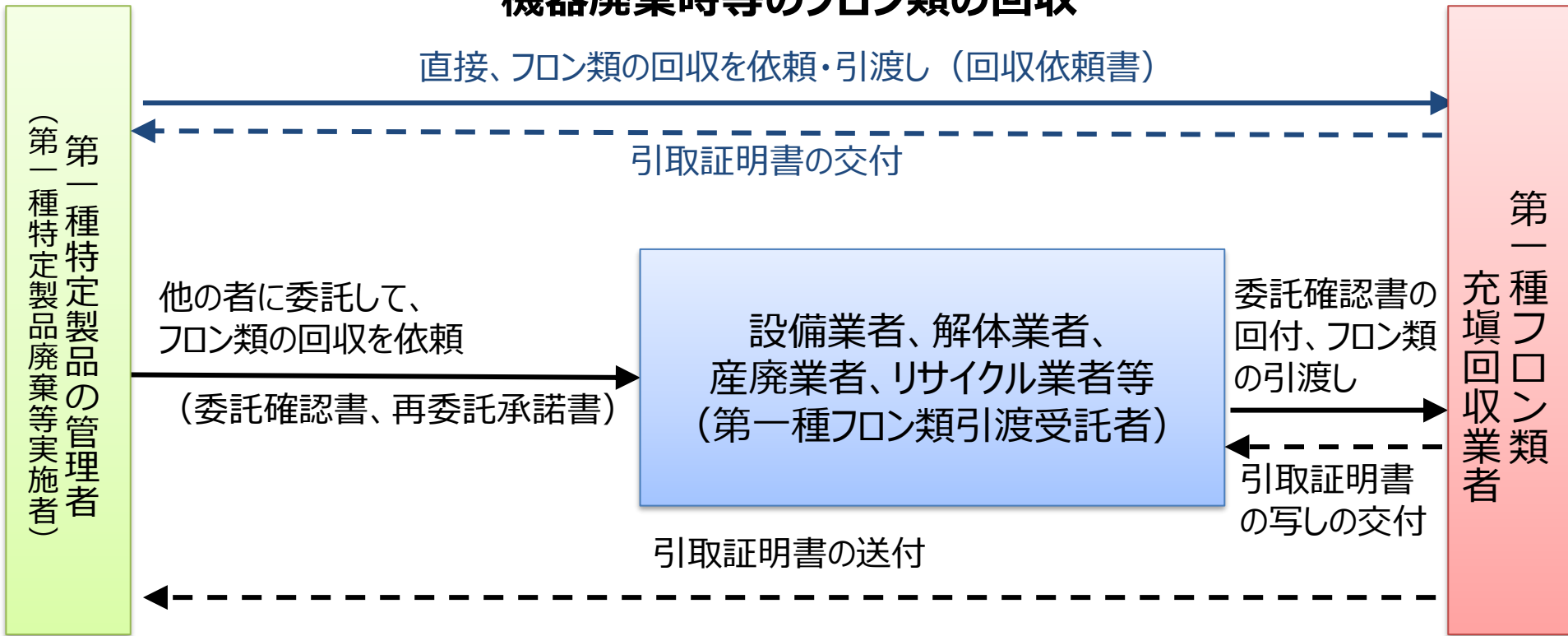


機器廃棄時等のフロン類の回収（行程管理制度）

- 機器廃棄時のフロン類の流れは、「行程管理制度」により書面で管理されている。
- 機器の廃棄等を行う管理者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、機器を廃棄する際、フロン類を充填回収業者に引き渡すか、設備業者や解体業者等にフロン類の引渡しを委託するよう定められており、行程管理票（**回収依頼書**、**委託確認書**、**再委託承諾書**）の交付とその写しの保存（3年）、充填回収業者から交付される**引取証明書**の保存（3年）を引渡し方法に応じて行う必要がある。

※ 行程管理票の交付・保存は電子化することができます。RaMS（冷媒管理システム）も参照のこと。

機器廃棄時等のフロン類の回収



管理者手引き P60～
業者手引き P32～

■ 行程管理票

→ 回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書

分類	記載すべき事項
回収依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ✓ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ✓ 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所 ✓ 回収依頼書の交付年月日 ✓ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ✓ 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号
委託確認書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 委託確認書の交付年月日 ✓ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

管理者手引き P60～
業者手引き P32～

■ 行程管理票

→ 回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書

分類	記載すべき事項
再委託承諾書	<ul style="list-style-type: none">✓ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所✓ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数✓ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在✓ フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所✓ 承諾の年月日✓ 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者（第35条第1号及び第36条第1号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。）の氏名又は名称及び住所

管理者手引き P60～
業者手引き P32～

■ 行程管理票

→ 回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書

分類	記載すべき事項
引取証明書	<ul style="list-style-type: none">✓ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所✓ 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数✓ フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在✓ フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号✓ 引取証明書の交付年月日✓ フロン類の引取りを終了した年月日✓ 引き取ったフロン類の種類ごとの量

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
3. フロン排出抑制法の全体像
4. **改正法を踏まえた建設・解体業者の責務**
5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
6. 改正のポイント

建設・解体業者の責務

特定解体工事元請業者には、以下の対応が求められる。

- 改正点**
- ① 建設・解体業者は、解体する建物において
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明すること。
その書面の写しを3年間保存。
 - ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼すること。
(工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した(委託確認書の交付を受けた)場合)
 - ③ フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に
機器を引渡すこと。
**※引取証明書等によりフロン回収済みであると確認できない場合、
その機器の引き取りは拒否される!**

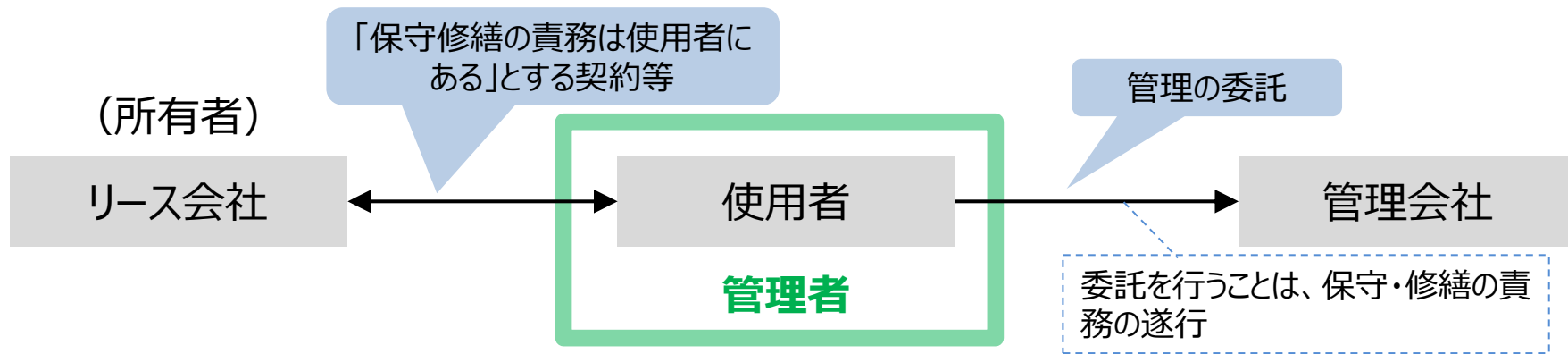
(参考) 「管理者」とは

- 業務用の空調機器及び冷凍冷蔵機器の所有者等は、第一種特定製品の管理者や廃棄等実施者として、フロン排出抑制法の対象となる。
- HFOやCO₂など、フロン類以外を冷媒として使用している機器については、フロン排出抑制法の対象外。

<管理者とは>

- 原則として、当該製品の所有者が管理者となる。
- ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、その者が管理者となる。
 - ※保守点検、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行うことが保守・修繕の責務の遂行であるため、委託先のメンテナンス業者でなく、委託元である所有者等が管理者に当たる。
 - ※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、まず、現在の契約を所有者と使用者の間で相互に確認し、管理者がどちらに該当するのかを明確にすることが必要となる。

当該製品の所有者が管理者でない場合（例）



建物を解体する際の流れ

- 実際には、解体する建物に**第一種特定製品（業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器）**があるかどうかで流れが変わってくる。
- まず、建物を解体する際には**第一種特定製品が設置されていないことが明らかである場合を除き、必ず第一種特定製品があるかを事前に確認する***。
⇒確認した結果は、**書面で発注者に説明**する必要がある。
書面は工事発注者（原本）と工事元請業者（写し）がそれぞれ**3年間保存**する必要がある。

(発注者)
(発注者用/受注者用紙)
F-1000

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第一種特定製品事前確認結果説明書
交付年月日□□□□年□□月□□日
※交付の日から9年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称
住所

(特定解体工事元請業者)
氏名又は名称
住所
代表者氏名: □□□□□□□□□□印
電話番号: □□□□□□□□□□

□フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

特定解体工事の名称: _____
特定解体工事の場所: _____

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷暖房機器）の設置の有無	
あり	なし
フロン類回収済み エアコンタイプジョイント	フロン類回収済み エアコンタイプジョイント
冷暖房機器及び冷凍機器	冷暖房機器及び冷凍機器

(注) 本表は、解体工事を行うに当たり、解体する建物に設置されている第一種特定製品の回収状況を確認し、その結果を記載したものです。本表は、解体工事を行うに当たり、解体する建物に設置されている第一種特定製品の回収状況を確認し、その結果を記載したものです。本表は、解体工事を行うに当たり、解体する建物に設置されている第一種特定製品の回収状況を確認し、その結果を記載したものです。

事前確認書（例）

記入事項（例）

- ・特定解体工事の名称
- ・特定解体工事の場所
- ・第一種特定製品の設置の有無
- ありの場合、種別（空調/冷凍冷蔵）の台数
- なしの場合、その理由

※2020年3月までは、解体する建物に設置されている第一種特定製品のフロン類が回収済みの場合、「設置されていないことが明らか」として事前確認は不要とされていた。2020年4月以降は、フロン類回収済みの場合であっても、事前確認を行う必要がある。

- 本規定の対象は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事（解体工事）とされており、ここでいう解体工事とは、
 - ①建築物の場合 建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事
 - ②建築物以外の工作物の場合 建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事を指す。
- また、「第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの」は、本規定は適用されない。例えば、解体対象が「東屋」のような場合や、鉄塔、煙突、橋梁等の工作物の場合が想定される。
- なお、**発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを提示された場合であっても**、当該引取証明書又はその写しにおいて回収済みとされる第一種特定製品の台数と、実際に解体現場に設置されている第一種特定製品の台数との突合が最低限必要であること等に鑑み、本規定の適用対象となり、**設置の有無についての確認や書面による説明が必要となる。**

- 一方、「全部又は一部を解体する工事」には裾切りがない。そのため、リフォーム等においても「一部を解体する工事」に該当し、機器設置の有無の確認等が必要となる場合がある。（建設リサイクル法における事前届出の要件とは別であるので留意されたい。）
- 解体工事を伴わない、機器のみの入れ替え等の場合は、本規定は適用されない。しかし、機器の入れ替えの際、入れ替えを行う業者から廃棄等実施者に対し、フロン類回収が必要である旨の説明やフロン回収済みかどうかの確認を行い、みだり放出とならないよう注意を払う必要がある。
- 本規定に基づく業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認の際に、特定解体元請業者から充填回収業者へ連絡し、充填回収業者が確認に立ち会うことが望ましい。解体工事の初期段階でフロン類回収が必要な業務用冷凍空調機器の詳細を確認することで、確実なフロン類回収が可能となる。

建物を解体する際の流れ

改正点

○ その後の流れは、事前確認の結果により異なる。

- 機器があり、
 - ① フロン類が回収済みだった場合
 - ② フロン類がまだ回収されていない場合

⇒次頁以降で説明

• 機器がなかった場合

- 解体する建物に第一種特定製品がなかった場合でも、
「機器がなかった」という結果を事前確認書面に記入し、発注者に対して書面で説明する必要がある。
- また、説明した事前解体書面の写しは
3年間保存する必要がある。

① 第一種特定製品があり、フロン類が回収済みの場合

改正点

○ 工事元請業者が、フロン類を回収済みの第一種特定製品の処分を委託する場合、工事発注者からフロン類が回収済みであることを示す「引取証明書」の写しをもらうこと。

○ 廃棄物・リサイクル業者に引取証明書の写しを添えて機器を引き渡すこと。

※ 引取証明書の写しがないと、その機器のフロン類が回収済みであることを証明できないため、引取りを拒否される！

回収済みのフロン類		CFC	HCFC	HFC	計
回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器
回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器
回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器
回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器	回収済みの機器

引取証明書 (例)
(出所) 日本冷媒・環境保全機構

② 第一種特定製品があり、フロン類が未回収の場合

改正点

- 発注者から、フロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法がある。

A) 自分でフロン類の回収を委託

- 工事の発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼する。
- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存。
廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、引取証明書の写しを渡す。

B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼

- 工事の発注者に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えること。
- その後は①と同様、工事発注者から引取証明書の写しをもらい、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡す。

**A)B)いずれの場合でも、引取証明書の写しがないと、
廃棄する機器の引取りを拒否される！**

改正フロン排出抑制法に係る警視庁と東京都の連携事案について

再掲

事案概要

- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初

違反内容

(1) 自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い

法第43条第2項違反（委託確認書不交付）

罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い

法第86条違反（みだり放出）

罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

② 第一種特定製品があり、フロン類が未回収の場合

改正点

- 発注者から、フロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法がある。

A) 自分でフロン類の回収を委託

- 工事の発注者から委託確認書をもらい、フロン類の回収を充填回収業者に依頼する。
- 充填回収業者から引取証明書の写しをもらい、3年間保存。廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、引取証明書の写しを渡す。

B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼

- 工事の発注者に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えること。
- その後は①と同様、工事発注者から引取証明書の写しをもらい、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡す。

A)B)いずれの場合でも、引取証明書の写しがないと、廃棄する機器の引取りを拒否される！

罰則規定（建物解体業者）

改正点

- 責務を果たさず**フロン類をみだりに放出した場合、**
1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
- また、**特定解体工事元請業者は、都道府県の指導監督**
（報告徴収・立入検査等）の対象となった。

改正フロン排出抑制法に係る警視庁と東京都の連携事案について

再掲

事案概要

- 八王子市解体工事現場において、エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出させたなどとして、警視庁生活環境課は建物解体業者の代表取締役と社員、自動車販売会社の社員の計3人と、法人としての両社をフロン排出抑制法違反の疑いで令和3年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ書類送致
- 改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初

違反内容

(1) 自動車販売会社

フロン回収を委託する際に法令で定められた委託確認書を交付しなかった疑い

法第43条第2項違反（委託確認書不交付）

罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) 建物解体業者

エアコンに充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し、フロンガスを大気中に放出させた疑い

法第86条違反（みだり放出）

罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

罰則規定（建物解体業者）

改正点

- 責務を果たさず**フロン類をみだりに放出した場合、**
1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。
- また、**特定解体工事元請業者は、都道府県の指導監督**
（報告徴収・立入検査等）の対象となった。

参考：建設リサイクル法の届出様式改正

○建設リサイクル法の届出様式改正

フロン・石綿の有無に係る記載欄の追加
(令和3年4月1日施行)

(改正点)

有害物質(石綿、フロン)について、届出様式へ記載欄を追加。

(記載例)

	建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 特定建設資材への付着(<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無	関係法令の届出済 石綿作業主任者を選任済 等
フロン(フロン排出抑制法)	<input checked="" type="checkbox"/> 有(業務用エアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	フロン類回収済 等

別表2 (A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類 建築物の状況	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材 築年数 年、棟数 棟 その他()	
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	周辺状況 <input type="checkbox"/> 周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()	
<input type="checkbox"/>		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
<input type="checkbox"/>	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他()	
<input type="checkbox"/>	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他()	
<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ) <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無	
<input type="checkbox"/>	出法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿 <input type="checkbox"/> 有 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則) 特定建設資材への付着(<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> 無 フロン(フロン排出抑制法) <input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無 その他	

【建リ法届出別表2(様式2)(改正後)】

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
3. フロン排出抑制法の全体像
4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
- 5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務**
6. 改正のポイント

- 2019年度の法改正により、廃棄物・リサイクル業者は、**フロン類の回収等が確認できない第一種特定製品の引取り等は禁止となった。**

※違反して引取り等を行った場合は直罰の対象となる。

- 具体的には、主に以下の場合で引取りが可能。

- ① 引取り証明書の写しを受け取った場合**

- ② 自らフロン類を回収する場合**

- ③ 充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合**

- ④ フロン類が充填されていないことを示す確認証明書の写しを受け取った場合**

(参考) 制度の対象 = 「第一種特定製品引取等実施者」とは

- フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品引取等実施者とは、**廃棄等された第一種特定製品の引取り等を行おうとする者**を指す。
※「引取り等」には、金属資源等としての無償・有償での引取りを含むが、中古品としての引取りは含まない。
- 第一種特定製品について、**商習慣上の下取りを行う場合も、第一種特定製品引取等実施者**となる。
※「商習慣上の下取り」とは、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為を指す。

フロン類の回収等を確認するための書類の交付時期

- 第一種特定製品引取等実施者は、**引取証明書の写しの交付等を受けてからでない**と機器を引取ることができない。
- このため、第一種特定製品を廃棄しようとするもの（廃棄等実施者）は、廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す際には、引取証明書の写し等を交付する必要がある。
- 交付の手段は、自ら直接書面を交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等により交付すること等いずれの方式でも可能だが、**最終的に機器が廃棄物・リサイクル業者のもとに届いた際に、上記書類が交付されている必要がある。**

第一種特定製品の引取りが可能ケース（1/2）

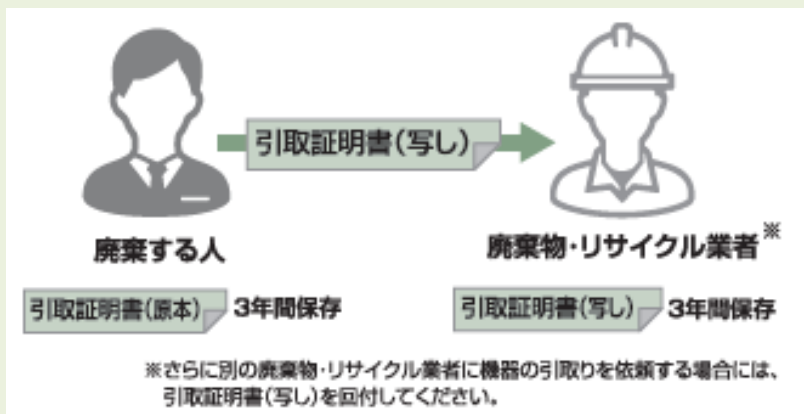
①

引取証明書の写しを受け取った場合

充填回収業者が交付する「引取証明書」の写しが機器に添えられており、フロン類が回収済みであることを確認できる場合は引取り可能。

引取証明書の写しは、**3年間保存**する必要がある。

※更に別の産業廃棄物処理業者に機器の引取りを依頼する場合、引取証明書の写しを交付して引き渡す。

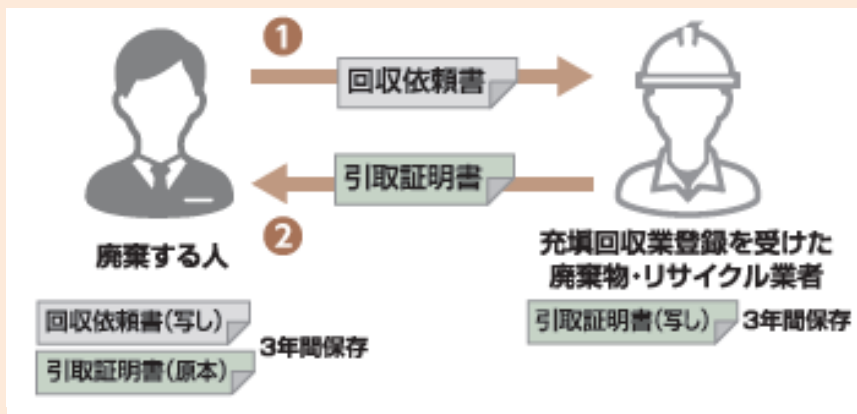


②

自らフロン類を回収する場合

充填回収業者登録を行っている場合、自らフロン類の回収の依頼を受けることも可能。このとき、管理者が交付する、フロン類の「回収依頼書」が機器に添えられている必要がある。

※このとき、フロン類回収後に管理者（廃棄等実施者）に対して「引取証明書」の原本を交付するとともに、**引取証明書の写しを3年間保存**すること。

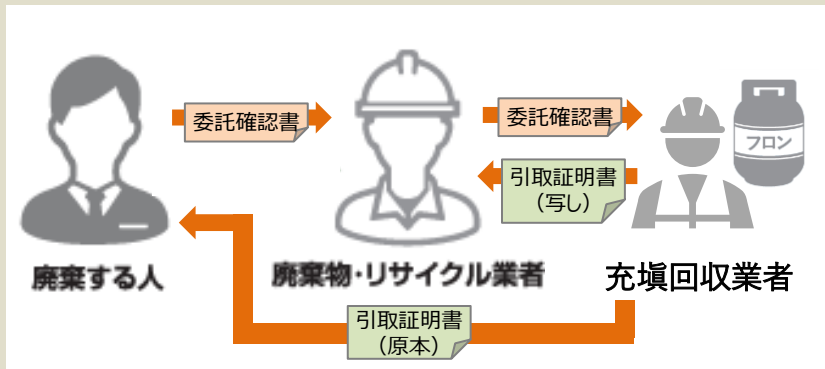


第一種特定製品の引取りが可能ケース（2/2）

③

充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合

①②以外の場合であっても、管理者（廃棄等実施者）から、フロン類の充填回収業者への引渡しを依頼され、「委託確認書」の交付を受けた場合は引取り可能。
この場合、フロン類の回収を委託した充填回収業者から「引取証明書」の写しの交付を受ける。



④

フロン類が充填されていないことを示す確認証明書の写しを受け取った場合

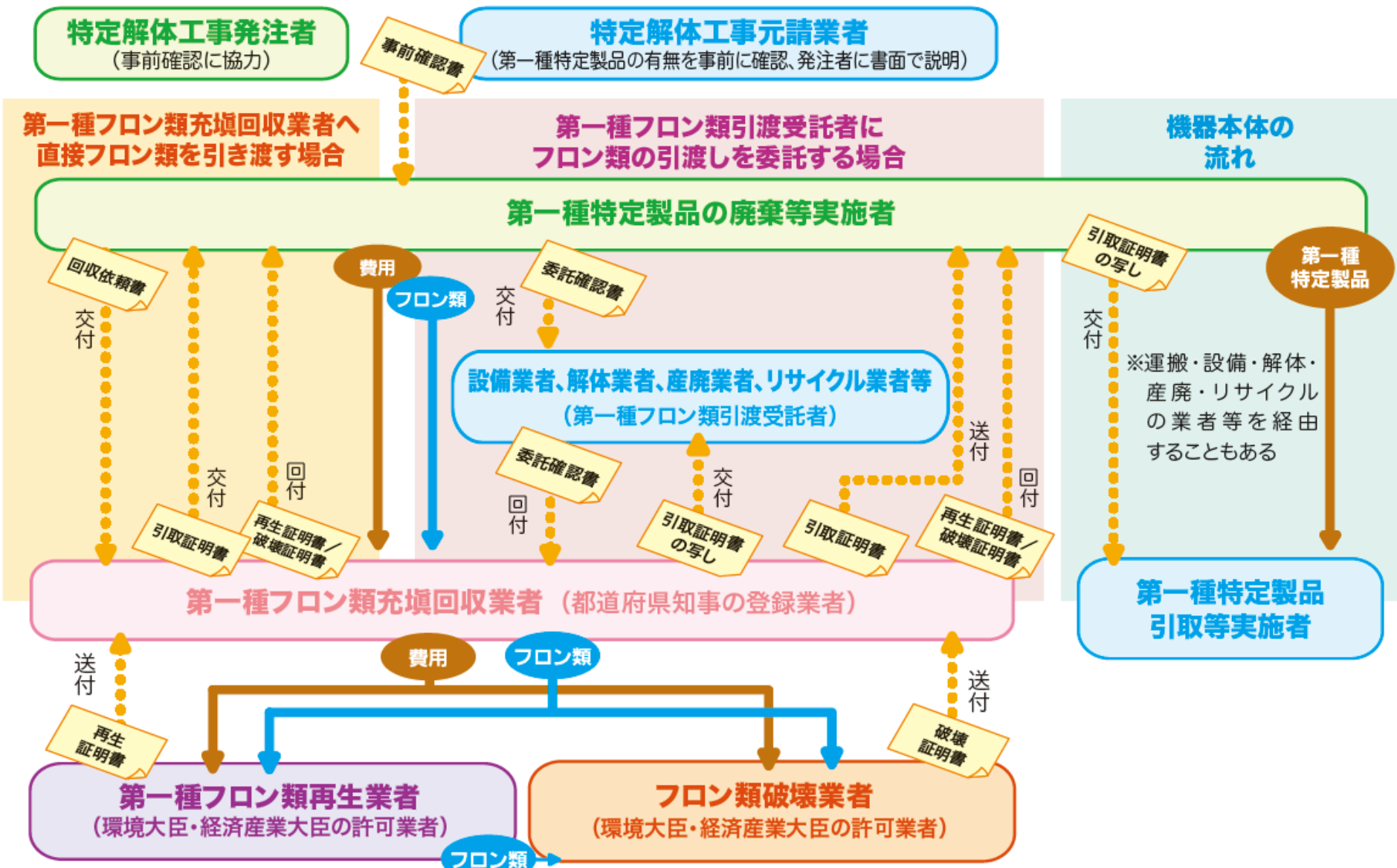
充填回収業者が交付する、フロン類がその機器に充填されていないことを確認する「確認証明書」の写しが機器に添えられており、フロン類が充填されていないことを確認できる場合は引取り可能。

※ 上記以外では、都道府県知事がやむを得ない場合として認め、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取りの依頼を受けた場合も引取り可能。

罰則規定（廃棄物・リサイクル業者）

- フロン類の回収が確認できない機器を引き取った場合、50万円以下の罰金が科せられる。
- また、第一種特定製品を取扱う廃棄物・リサイクル業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象となる。

(参考) 廃棄時等のフロン類の流れ



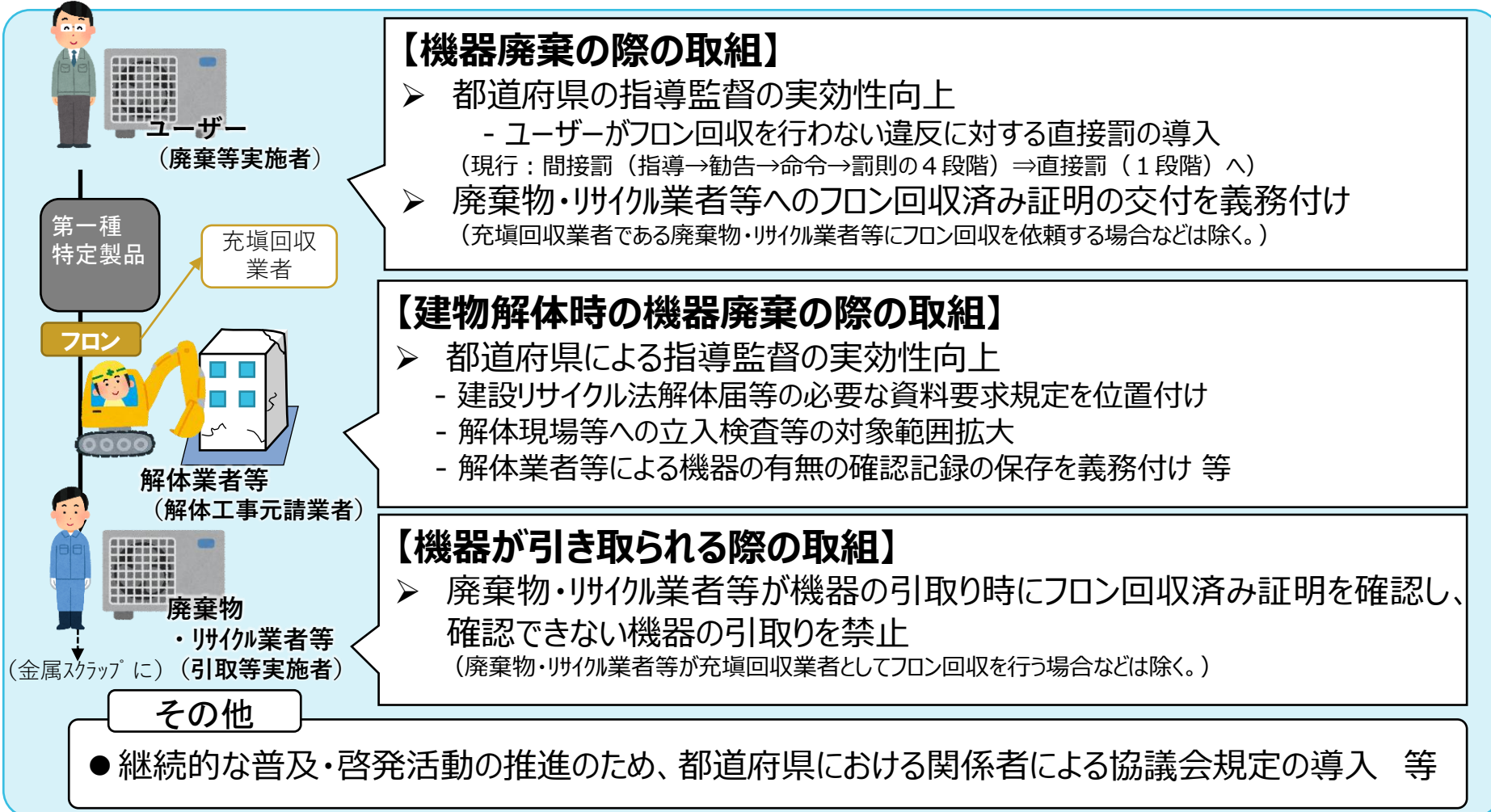
第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
3. フロン排出抑制法の全体像
4. 改正法を踏まえた建設・解体業者の責務
5. 改正法を踏まえた廃棄物・リサイクル業者の責務
- 6. 改正のポイント**

2019年フロン排出抑制法改正の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。

(令和2年4月1日施行)



本日のおさらい①

Q. 2020年4月以降の法制度として正しいか。

解体工事に伴って排出された第一種特定製品に、明らかにフロン類が入っていなかったため、廃棄物処理業者にはそのことを口頭で伝え、そのまま機器だけを引き取ってもらった。

A. **フロン類の回収が証明できない機器は、廃棄物・リサイクル業者に引き取ってもらえない。=引取り不可。**

都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者によりフロン類が残っていないことの確認を受け、その結果（確認証明書）が必要になる。

本日のおさらい②

Q. 2020年4月以降の法制度として正しいか。

**第一種特定製品の管理者から、
「機器を廃棄したい。フロン類は回収済みだが
引取証明書の写しは後で渡すので、
先に機器を引き取ってもらいたい」
と依頼があった。**

**処理するまでに引取証明書の写しを渡すと説明
されたため先に引き取り、預かっておくことにした。**

A.



**機器を引き取る時点までに、引取証明書の写しが
廃棄物・リサイクル業者の手元になければ、
フロン類回収が確認できないため、引取りができない。**

建物解体業者は、

第一種特定製品

(がある場合には / **の有無にかかわらず**)

事前確認書面を作成・記入し、

発注者に説明するとともに、

その写しを **3** 年間保存すること。

廃棄物・リサイクル業者は、

フロン類が回収済みであることを確認したうえで

第一種特定製品を引き取り、

引取証明書の写しや確認証明書の写しを

3年間保存※すること。

※保存義務違反は罰則の対象となります。

参考：フロン排出抑制法～パンフレット～

守ろうオゾン層 防ごう地球温暖化

フロン類の使用の合理化及び 管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)



環境省 経済産業省 国土交通省

- フロン類とは何か
- フロン類のライフサイクル全体にわたる包括的な対策が必要
- 業務用冷凍空調機器はこんなところに設置されている
- フロン排出抑制法の全体像
- フロン類製造業者、指定製品製造業者向け対策の充実
- 業務用冷凍空調機器の管理者による冷媒管理の徹底
- フロン類の充填、回収、再生、破壊
- フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則一覧
- 関係者の役割

【追加】フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則一覧



パンフレット

フロン類の排出抑制を目的として、フロン排出抑制法では関係者に下記の義務等が規定されています。

■ 条項番号の表記について、18条①は法第18条第1項を、104条一は法第104条第一号を指す。

■ の欄は主務大臣による指導監督対象、 の欄は都道府県知事による指導監督対象。

義務者	フロン排出抑制法に基づく義務	指導助言	勧告	公表	命令	罰則	
						間接罰（命令違反の場合、104条一）	直接罰
第一種 特定製品 廃棄等実施者	フロン類の引渡し（41条）						50万円以下の罰金（104条二）
	回収依頼書／委託確認書の交付・写しの保存 （43条①～③）					50万円以下の罰金	
							30万円以下の罰金（105条二、三）
	再委託承諾書の交付・写しの保存（43条④）					50万円以下の罰金	
	引取証明書の保存（45条③）						30万円以下の罰金（105条四）
							50万円以下の罰金
	引取証明書の未受領・未記載・虚偽記載の報告 （45条④）						50万円以下の罰金
引取証明書の写しの交付（45条の2①）						30万円以下の罰金（105条五）	
						50万円以下の罰金	
フロン類回収等の費用負担（74条③）							

【追加】フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則一覧



パンフレット

フロン類の排出抑制を目的として、フロン排出抑制法では関係者に下記の義務等が規定されています。

■ 条項番号の表記について、18条①は法第18条第1項を、104条一は法第104条第一号を指す。

■ の欄は主務大臣による指導監督対象、 の欄は都道府県知事による指導監督対象。

義務者	フロン排出抑制法に基づく義務	指導助言	勧告	公表	命令	罰則	
						間接罰（命令違反の場合、104条一）	直接罰
特定解体工事発注者	設置有無の確認への協力（42条②）						
	説明書面の保存（42条③）						
特定解体工事元請業者	設置有無の確認・説明、説明書面の写しの保存（42条①）						
第一種フロン類引渡受託者	再委託承諾書の事前受領・保存（43条④）					50万円以下の罰金	
	委託確認書の回付・写しの保存（43条⑤～⑦）					50万円以下の罰金	
	引取証明書の写しの保存（45条⑤）					50万円以下の罰金	

【追加】フロン排出抑制法に基づく義務及び罰則一覧



パンフレット

フロン類の排出抑制を目的として、フロン排出抑制法では関係者に下記の義務等が規定されています。

■ 条項番号の表記について、18条①は法第18条第1項を、104条一は法第104条第一号を指す。

■ の欄は主務大臣による指導監督対象、 の欄は都道府県知事による指導監督対象。

義務者	フロン排出抑制法に基づく義務	指導助言	勧告	公表	命令	罰則	
						間接罰（命令違反の場合、104条一）	直接罰
第一種 特定製品 引取等実施者	引取証明書の写しの回付（45条の2②）						30万円以下の罰金（105条五）
						50万円以下の罰金	
	引取証明書の写しの保存（45条の2③）						30万円以下の罰金（105条六）
						50万円以下の罰金	
	フロン類が充填されていないことが未確認の第一種特定製品の引取り等の禁止（45条の2④）						50万円以下の罰金（104条三）
						50万円以下の罰金	

建設・解体業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正により 建物解体時の 規制が強化されました。

2020年
4月施行

フロン排出抑制法の 対象となる機器

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舖用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵機器



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

建設・解体業者

やるべきこと

- ① 解体する建物において業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、
その結果を書面で発注者に説明。
改正点 その書面の写しを3年間保存。
- ② フロン類の回収を充填回収業者に依頼。

工事の発注者



改正点

フロン類を未回収のまま行う
機器廃棄は直接罰の対象。

違反した場合

参考：廃棄物・リサイクル業者向けチラシ

廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(別紙)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

参考資料一覧

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【三段対照表】
- **フロン排出抑制法Q&A集**（令和2年3月第6版）
- **改正フロン排出抑制法パンフレット**
- チラシ（リーフレット）
機器管理者の皆様へ
建設・解体業者の皆様へ
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ ※英語版・中国語版あり
- 第一種特定製品の管理者に関する運用の手引き
- **充填回収業者・引渡受託者・解体工事元請業者・引取等実施者に関する運用の手引き**
- ホームページ
フロン排出抑制法 <http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>
フロン排出抑制法ポータルサイト <http://www.env.go.jp/earth/furon/>
- 動画
YouTube環境省チャンネルにて、以下の動画を公開しています。
 - ①フロンを取り巻く動向・改正フロン排出法の概要（令和3年4月）
 - ②機器ユーザ向け（令和3年4月）
 - ③**建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者向け**（令和3年4月）

フロン排出抑制法に関する問い合わせへの対応について

■ 第一種特定製品の管理・廃棄等、充填回収業に関して

⇒ 都道府県のフロン排出抑制法担当の窓口

<http://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html>

■ フロン類使用見通し、指定製品制度、再生業・破壊業その他法制度全体に関して

【一般の方】 専用窓口 0570-055-520（平日9:30～18:15）

※ 専用窓口を介して回答いたしますので、お時間がかかる場合があります。

※ フロン類使用見通しや指定製品制度に関しては経済産業省まで。

■ フロン類算定漏えい量報告・公表制度に関して

窓口業務を外部に委託しております。問い合わせ先はポータルサイトをご参照ください。

【令和3年度】 フロン類算定漏えい量報告・公表制度ヘルプデスク

エム・アール・アイリサーチアソシエイツ（株）

TEL: 03-6858-3134（平日9:30～17:30）